

## 名張市立病院改革検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 名張市立病院(以下「市立病院」という。)の経営改革を図るため、専門的な見地から意見を聴取することを目的に、名張市立病院改革検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 市立病院の経営に関すること。
- (2) 市立病院の改革に関すること。
- (3) その他経営改革のために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療関係者
- (3) 市民代表
- (4) 福祉関係者
- (5) 医療行政関係者
- (6) 名張市職員

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務医事室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。